|  |
| --- |
| 認定基準等チェック表　（第４表）　　　　　　　　（初葉） |
| 法人名 |  | ﾁｪｯｸ欄 |
| ４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していることイ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと |  |
| ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないことハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80％以上であることニ　実績判定期間における受入寄附金総額の70％以上を特定非営利活動の事業費に充てていること |
| イ |
|  | 項　　　　　　　　目 | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ | 申請時 |  |
| 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| ロ |
|  | 項　　　　　　　　目 | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ | 申請時 |  |
| 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 　 |

（注意事項）

・「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

|  |
| --- |
| （第４表　次葉） |
| ハ |
|  | 項　　　　　　　　目 | 実績判定期間 |  | ㊟　「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。 |  |
| 事　業　費　の　総　額 | ① | 円 |  |
| 特定非営利活動に係る事業費の額 | ② | 円 |  |
| 特定非営利活動の割合 （②÷①） | ③ | ％ |  |  | 使用した指標 | 単位 |  |  |
|  |  |
| 　ニ | ・　算出方法を具体的に示す資料を添付してください。 |  |
|  | 項 目 | 実績判定期間 |  |  |  |
| 受 入 寄 附 金 総 額 | ① | 円 |  |  |
| 受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 | ② | 円 |  |
| 受入寄附金の充当割合 （②÷①） | ③ | ％ |  |  |
|  |
| ※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 勘　定　科　目 | 金　額 |
|  | 円 |

 |

（注意事項）

・「認定基準等チェック表（第4表　次葉）」（ハ及びニ）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。